



一般社団法人
福祉爪ケア普及協会

一般社団法人 福祉爪ケア普及協会 会員の皆様へ

爪ケア・ネイル業務に携わる方に特化した 福祉爪ケア普及協会専用保険のご案内

この保険は一般社団法人福祉爪ケア普及協会を保険契約者とし協会会員を加入者とする団体契約です。

【契約概要】

福祉爪ケア普及協会専用保険は「施設所有者管理者賠償責任保険」に各種特約をセットした商品のペットネームです。

- 契約者 : 一般社団法人福祉爪ケア普及協会
 被保険者 : 一般社団法人福祉爪ケア普及協会会員
 保険期間 : 2025年10月1日～2026年10月1日（中途加入：毎月1日午後4時～2026年10月1日）
 申込締切日 : 加入月前月20日（土・日・祝日の場合は直前営業日）

加入依頼フォーム



中途加入は随時受付中

POINT ① 爪ケア業務に起因する損害賠償事故を補償

施術ミス（※）や訪問先での業務に起因してお客様にケガを負わせてしまった。

※医療行為・医療類似行為に該当する施術は補償対象外です。



POINT ② 施設に起因する損害賠償事故を補償

爪ケア作業時に第三者の備品を誤って壊してしまった。



POINT ③ 一時預かり品に関する損害賠償事故を補償

爪ケア作業時にお客さまから預かったバックが盗難にあった。



補償内容

① 事業施設・業務遂行に関する賠償事故の補償

身体・財物共通支払限度額 (1名・1事故) 5,000万円 / 自己負担額なし

② フットケア業務(施術行為)に関する賠償事故の補償

支払限度額 1名・1事故 5,000万円 / 自己負担額なし

③ 治療費用等の補償

(事故日からその日を含め、1年以内の治療費用もしくは葬祭費用が対象)

支払限度額 被害者1名 50万円 1事故 50万円

※美容行為、医療行為、および医療類似行為に起因するケガでの治療費用および葬祭費用はお支払いの対象になりません。

④ 一時預かり品に関する事故の補償

支払限度額 1事故・期間中 100万円 / 自己負担額 5千円

⑤ 人格権侵害に関する事故の補償

支払限度額 被害者1名につき 100万円 1事故・期間中 1,000万円 / 自己負担額なし

保険料

保険適用期間	保険料 (円)	フォーム入力・振込締日
2025年10月1日～2026年10月1日(12カ月)	9,000	2025年 9月19日
2025年11月1日～2026年10月1日(11カ月)	8,240	2025年10月20日
2025年12月1日～2026年10月1日(10カ月)	7,500	2025年11月20日
2026年 1月1日～2026年10月1日(9カ月)	6,750	2025年12月19日
2026年 2月1日～2026年10月1日(8カ月)	6,000	2026年 1月20日
2026年 3月1日～2026年10月1日(7カ月)	5,240	2026年 2月20日
2026年 4月1日～2026年10月1日(6カ月)	4,510	2026年 3月19日
2026年 5月1日～2026年10月1日(5カ月)	3,760	2026年 4月20日
2026年 6月1日～2026年10月1日(4カ月)	3,000	2026年 5月20日
2026年 7月1日～2026年10月1日(3カ月)	2,250	2026年 6月19日
2026年 8月1日～2026年10月1日(2カ月)	1,510	2026年 7月17日
2026年 9月1日～2026年10月1日(1カ月)	750	2026年 8月20日
2026年10月1日～2027年10月1日(12カ月)	9,000	2026年 9月18日

保険料払込方法

保険料は指定された口座へ2025年9月19日(金)までにお振込みください。
中途加入の場合は保険始期日の前月20日まで(土・日・祝の場合は直前営業日)

※期日までに加入依頼フォームへの申込みと保険料振込が必要となります

【振込口座】

GMOあおぞらネット銀行 法人第二営業部

普通 2147946

一般社団法人 福祉爪ケア普及協会

施設所有管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用 ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>【フットケア業務に関する追加条項】 被保険者が行うフットケア業務に起因して生じた偶然な事故により他人の身体の障害について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>* フットケア業務とは 次の①から⑦に掲げる業務およびそれに付随する業務をいい、医療行為および医療類似行為を含みません。 ① 角質ケア業務、② ネイルケア業務、③ 巻き爪ケア業務、④ リフレクソロジー業務、⑤ 足部テーピング業務、⑥ インソール業務、⑦ アロマオイルトリートメント業務</p> <p>【第三者医療費用担保追加条項】 原因事故によって被害者に身体の障害が発生し、その被害者に対して被保険者が治療費用または葬祭費用を支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いする損害は、次の①および②のいずれにも該当する場合にかぎります。 ① 被保険者が被害者に対して支払った治療費用または被害者の遺族に対して支払った葬祭費用による損害 ② 被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した治療費用または葬祭費用による損害</p> <p>【受託物担保追加条項】 受託物を被保険者がフットケア業務を行うにあたり一時的に管理している間に損壊し、または盗取もしくは詐取されたこと(注1)(以下「事故」といいます。)により、その受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この追加条項の規定に従い、保険金をお支払いします。受託物には、次の①から④に掲げるものを含みません。 ① 土地(注2)、② 建物(注3)、③ 動物、植物等の生物、④ 所有権留保付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物 (注1) 盗取もしくは詐取されたこと 紛失を含みません。 (注2) 土地 地盤および土木構造物を含みます。 (注3) 建物 賃貸借契約により記名被保険者が賃借している施設を含みます。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原子核反応または原子核の崩壊 ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④ 専門職業危険 ・ 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからイに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など <p>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ② 航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車を含みます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任 ③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦ 支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など <p>【フットケア業務に関する追加条項においてお支払いできない主な場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 名書き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ② 海外で行ったフットケア業務に起因する賠償責任 ③ 医学的他覚所見のない骨格構造・神経系統の身体障害に起因する賠償責任 ④ フットケア業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤ 業務外で行ったフットケア業務に起因する賠償責任 ⑥ 柔道整復、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、ほねつぎ等の医療類似行為に起因する賠償責任および薬物、外科、食餌、物理療法を用いて行う調整行為に起因する賠償責任 など

施設所有管理者賠償責任保険のあらまし（つづき）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>【人格権侵害担保追加条項(施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用)】 被保険者の業務上の行為(以下「行為」といいます。)に起因する人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>【被害者治療費等担保追加条項においてお支払いできない主な場合】 ①治療費用または葬祭費用を受け取るべき者(注)の故意。ただしその者が保険金の一部を受け取るべき者である場合には、他の者が受け取るべき金額については、適用しません。 ②保険契約者、被保険者または治療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者(注)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ④被害者の心神喪失 ⑤被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし当会社が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合を除きます。 ⑥運動競技に参加している間に被った身体の障害 ⑦日本国外で発生した身体の障害 など (注)医療費用または葬祭費用を受け取るべき者。被害者を含みます。</p> <p>【受託物担保追加条項においてお支払いできない主な場合】 ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取によって生じた賠償責任 ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任 ③受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質または受託物に対するねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任 ④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊によって生じた賠償責任 ⑤受託物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊または盗取によって生じた賠償責任 ⑥自動車の損壊または盗取によって生じた賠償責任 ⑦自動車に定着もしくは装備されている財物の損壊または盗取によって生じた賠償責任 ⑧被保険者の下請負人が管理している間における受託物の損壊または盗取によって生じた賠償責任 ⑨有償であると無償であるとを問わず、被保険者が貸与を受けた財物の損壊または盗取によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が賃借した施設のうち、被保険者が使用または管理する区画の損壊によって生じた賠償責任 ⑪被保険者が他人から支給された資材もしくは機材の損壊または盗取によって生じた賠償責任 ⑫修理もしくは加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑬修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑭受託物を誤って配送したことに起因する賠償責任 ⑮冷凍・冷蔵倉庫内で保管される、または搬出作業もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に冷凍・冷蔵倉庫内で保管される場合の次のアからウに掲げる受託物の損壊に起因する賠償責任。ただし、冷凍・冷蔵倉庫において火災または爆発もしくは破裂が発生した場合を除きます。 ア.冷凍・冷蔵装置の電氣的・機械的事故に起因する受託物の損壊 イ.冷凍・冷蔵装置の紛失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊 ウ.冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出、いつ出、漏えい等に起因する受託物の損壊 など</p>

ご注意

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱い店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ④保険金請求権等が担保として第
- ②営業または事業のためのご契約
- 三者に譲渡されたご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご注意

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3> 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

万一事故にあわれたら（つづき）

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

問い合わせ先

■引受保険会社

損保ジャパン

損害保険ジャパン株式会社

南東京支店 南東京第三支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

損保ジャパン本社ビル

TEL. 03-3349-5322

(受付時間：平日 午前9時から17時まで)

■取扱代理店

Doit
Planning

株式会社Doitプランニング

〒160-0004 東京都新宿区四谷4丁目16-3

川辺新宿御苑前ビル9F

TEL. 03-6274-8622 FAX. 03-6274-8623

担当：笹島・原

(受付時間：平日 午前9時から17時まで)